

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		廃棄物処理手数料等の免除		
根拠例規及び条項		多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年条例第 4 号）第 13 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項			
	基 準	次の事由に該当するときに手数料等を免除することとし、 (2)、(3)については、個別にその可否を判断することとする。 (1) 生活保護法により扶助を受けているとき。 (2) 天災その他の災害を受けたとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～1 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関 ～1 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				